平成26年 グラフで見る神奈川県下における **労働災害の現状**

神奈川労働局·労働基準監督署

はじめに

神奈川県内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、昭和 54 年以降は概ね減少傾向にありましたが平成 22 年以降は増加傾向に転じました。平成 25 年は 6,485 件と前年に比べ 204 件、 3.0%減少しておりますが、業種的に見ると第三次産業のうち社会福祉施設の増加が顕著となっており、小売業と陸上貨物運送事業において多発する傾向になっています。

死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成 20 年に過去最少の 44 人まで減少してから平成 21 年、平成 22 年が 52 人、平成 23 年が 54 人と増加傾向に転じましたが、平成 24 年は 46 人と 8 人減少し、さらに平成 25 年は 44 人と 2 人減少し過去最小値に並んでいます。業種的には建設業、製造業では平成 24 年に比べて減少しているのに対し、非工業的業種において増加している傾向が見られます。

事故の型別で見ると、死亡災害では墜落・転落、交通事故、はさまれ・巻き込まれによるものが多く、死傷災害では転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作が多くなっています。

職業性疾病による休業 4 日以上の死傷者数は、平成 25 年は 560 人と前年と比べ 20 人減少しましたが、このうち災害性腰痛は、392 人と全体の 70%を占めています。また、死亡者数は、平成 25 年は 6 人と平成 24 年の 10 人より 4 人減少しています。

精神障害や脳・心臓疾患による労災補償件数は、平成24年度は減少に転じましたが、依然として多く、メンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害の防止に努める必要があります。

こういった分析結果にたち、神奈川労働局では、「第 12 次労働災害防止推進計画」(期間 平成 25 年度~平成 29 年度)を推進しております。この計画の目標の実現のために、事業者が法令に基づく措置を履行し、労働者が働く環境と作業の具体的な危険性・有害性による災害を防止するための措置を検討し実施することが必要です。

事業者、関係者の皆様には今一度基本に立ち戻っていただき、基本的な安全衛生対策の実施とリスクアセスメントおよび、労働安全衛生マネジメントシステムの確立を含めた自主的な安全衛生活動の展開をお願い申し上げます。

平成 26 年 5 月 神奈川労働局労働基準部

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分も、いかなる様式でも、および電子的、電気的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、 転載、情報検索システムへの保存、および伝達を禁止します。

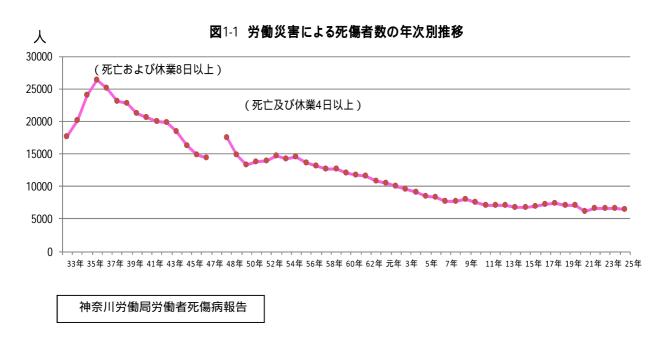
目 次

1	労債	動災害の推移1
	労働	前災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)
	労働	カ災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)
2	業和	重別災害比率2
	業種	別休業 4 日以上の死傷者数(図 2-1)
	業種	別死亡者数(図 2-2)
3	業和	重別労働災害の推移2
	業種	別休業4日以上の死傷者数の推移(図3-1-1)
	平成	19 年を基準として指数化(図 3-1-2)
	業種	記別死亡者数の推移(図 3-2-1)3
	平成	19 年を基準として指数化(図 3-2-2)
	第1	2 次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の死傷者数の推移
		(図 3-3)4
	多発	・増加している業種の死傷者数の推移(図 3-4)
4	事故	枚の型別災害発生状況5
	事故	(の型別休業 4 日以上の死傷者数(図 4-1)
		(の型別死亡者数(図 4-2)
	(1)	死傷災害の概要(図 4-3)6
	(2)	死亡災害の概要(図 4-4)
	(3)	食料品製造業死傷災害(4-5)
	(4)	第三次産業死傷災害7
	7	小売業(図 4-6)
	1	通信業(図 4-7)
	ゥ	社会福祉施設(図 4-8)
	I	飲食店(図 4-9)
	(5)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-10)8
	(6)	建設業(図 4-11)
	(7)	平成 25 年災害増加業種
	ア	ビルメンテナンス業(図 4-12)
	1	産業廃棄物処理業(図 4-13)
	ゥ	警備業(図 4-14)9
5	起	因物別災害発生状況9
	(1)相	既要
	Ī	起因物別休業 4 日以上の死傷者数(図 5-1)
		起因物別死亡者数(図 5-2)
	(2)飠	ミ料品製造業死傷災害(図 5-3)10

	(3)第	三次産業死傷災害
	ア	小売業(図 5-4)
	1	通信業(図 5-5)
	ġ	社会福祉施設(図 5-6)
	I	飲食店(図 5-7)
	(4)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 5-8)11
	(5)	建設業(図 5-9)
	(6)	平成 25 年災害増加業種
	ア	ビルメンテナンス業(図 5-10)
	1	産業廃棄物処理業(図 5-11)
	ġ	警備業(図 5-12)
6	年歯	铃階層別災害発生状況12
	年的	齢階層別休業 4 日以上の死傷者数(図 6-1)
	年的	龄階層別死亡者数(図 6-2)
		重別 50 歳以上の労働者の割合(図 6-3)
7	経縣	6年数別災害発生状況13
		倹年数1年未満の労働者の割合(図 7)
8	交通	通 労働災害発生状況13
	交ì	通労働災害による死亡者数の推移(図 8-1)
		重別死亡者数(過去 5 年間(図 8-2)14
9	業務	8上疾病発生状況14
		络上疾病者数の年次別推移(図 9-1)
	そ(の他の業務上疾病の内訳(図 9-2)15
		%上疾病による死亡災害(平成 21~25 年)(図 9-3)
		甬災害発生状況(図 9-4)16
10	労災	〔4保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害)16
	脳	・心臓疾患の労災補償状況(図 10-1)
		伸障害等の労災補償助教(図 10-2)
11	健	康診断結果17
	定其	期健康診断有所見者率の推移(図 11-1)
		株健康診断有所見者率の推移(図 11-2)
12		12 次労働災害防止推進計画の概要18
13		働災害と事業者責任22
14		成 25 年に発生した死亡災害の概要23
15		成 25 年に発生した重大災害の概要(安全関係)28
16	平	成 25 年に発生した重大災害の概要(労働衛生関係)30

1 労働災害の推移

神奈川県における労働災害による死傷者数は、昭和 36 年の 26,376 人をピークに減少傾向にありましたが、平成 22 年から増加傾向に転じていました。平成 25 年は再度減少に転じましたが労働災害減少目標は達成できていません。



神奈川県における労働災害による死亡者数は、昭和 36 年の 336 人をピークとして、減少傾向にあります。平成 25 年は 44 人となり平成 20 年の過去最小値に並びました。

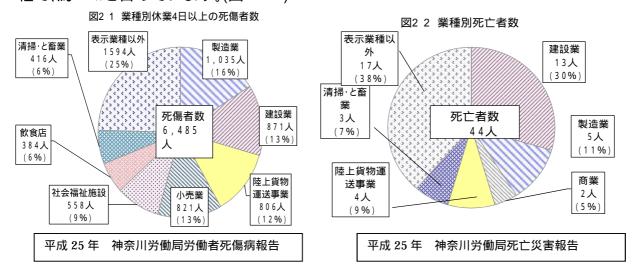


神奈川労働局死亡災害報告

2 業種別災害比率

休業 4 日以上の死傷者数を業種別に見ると、製造業が最も多く 1,035 人(16%)、建設業 871 人 (13%)、小売業 821 人(13%),陸上貨物運送事業 806 人(12%)であり、この 4 業種で約半数を占めています。(図 2 - 1)

死亡者数を業種別に見ると、建設業が最も多く 13 人(30%)、次いで製造業 5 人(11%)で、この 2 業種で、約 41%を占めています。(図 2 - 2)



3 業種別労働災害の推移

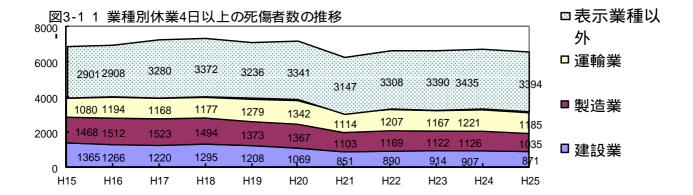
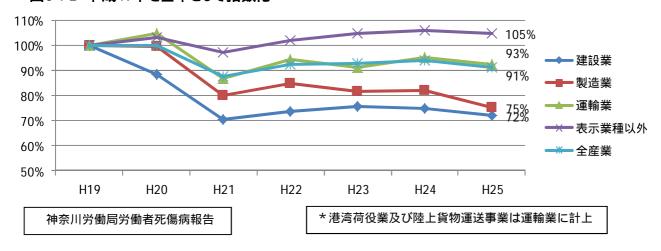
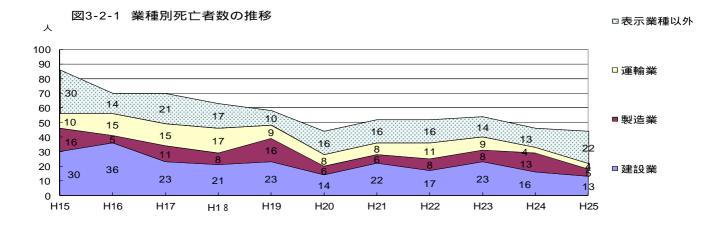
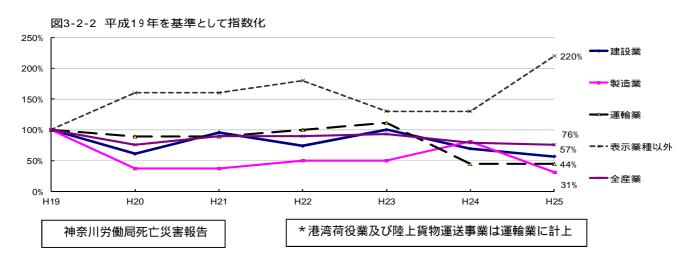


図3-1-2 平成19年を基準として指数化







あんぜんプロジェクト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/

「あんぜんプロジェクト」に参加し「見える化」などの安全活動等の取組を公表している県内の事業場が、平成25年度は10以上になりました。安全衛生の取組について事業場内のモチベーションを上げる効果もありますので、皆様も参加して下さい。



全ての作業従事者に労働災害 防止を意識してもらうために、 Safe Work の標語で安全作業 を確認しましょう。

4P 業種別労働災害の推移

次表には第 12 次労働災害防止推進計画において重点業種としてあげた増加多発傾向にある業種について、平成 20 年からの推移を示しました。

重点業種のうち小売業と陸上貨物運送事業は多発しています。社会福祉施設は増加傾向が続いています。(図 3-3)

死傷者数の推移 → 小売業 ━ 社会福祉施設 → 飲食店 ── 食料品製造業 32<mark>4</mark> × ── 陸上貨物運送事業 H20 H21 H23 H22 H24 H25

図3-3 第12次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の

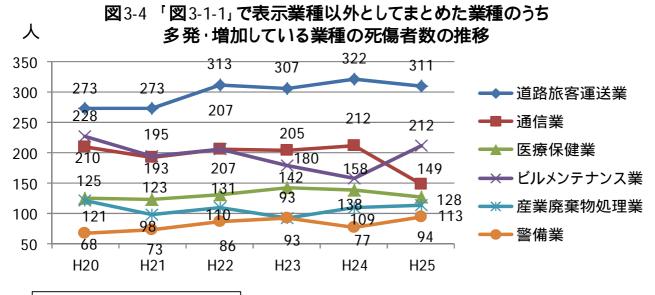
神奈川労働局労働者死傷病報告

次表に、図 3-1-1 において「表示業種以外」としてまとめた業種のうち多発・増加傾向がある 業種について、平成 20 年からの推移を示しました。

道路旅客運送業は横ばいの傾向を示しています。

ビルメンテナンス業は減少傾向から増加に転じました。

産業廃棄物処理業と警備業は増加傾向が見られます。

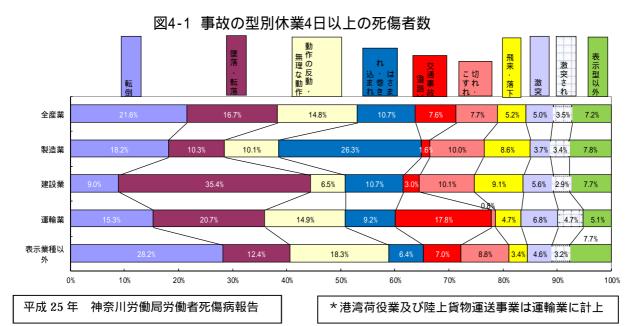


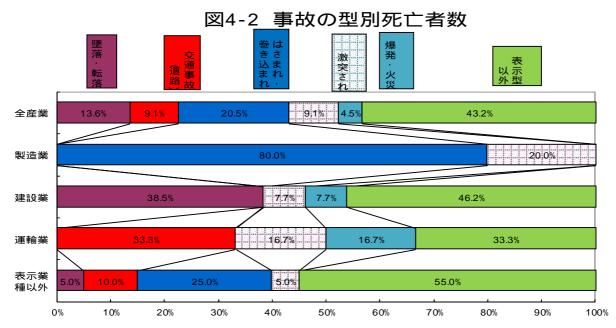
神奈川労働局労働者死傷病報告

4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業 4 日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(21.6%) 墜落・転落 (16.7%) 動作の反動・無理な動作(14.8%)の順であり(図 4-1) 死亡災害は、はさまれ・巻 き込まれ(20.5%) 墜落・転落(13.6%) 交通事故(道路)(9.1%)、激突され(9.1%)、の順になっています。(図 4-2)

とりわけ、製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害の割合が、建設業では墜落・転落災害の割合が高い状況になっています。



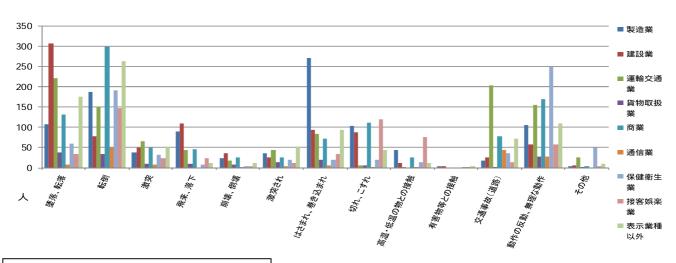


平成 25 年 神奈川労働局死亡災害報告

*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

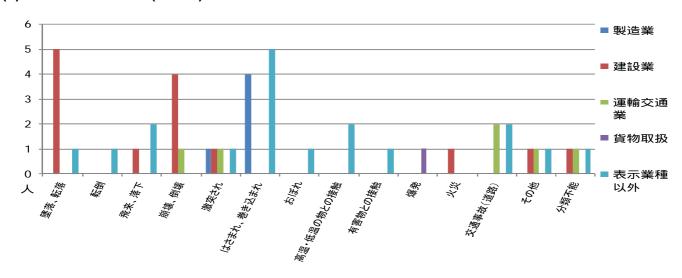
(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

10件以下のデータについては表示していない。



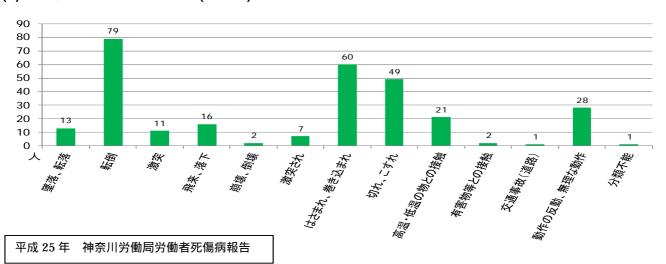
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

(2) 死亡災害の概要(図 4-4)



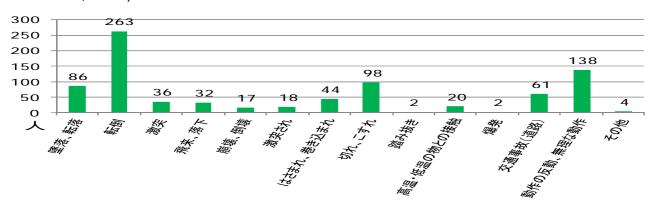
平成 25 年 神奈川労働局死亡災害報告

(3) 食料品製造業死傷災害(図 4-5)

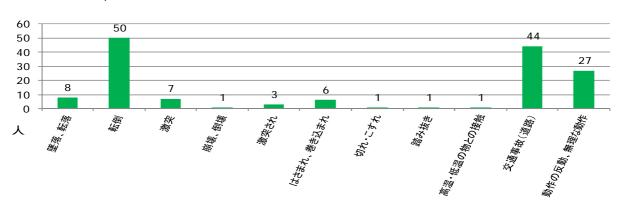


(4) 第三次産業死傷災害

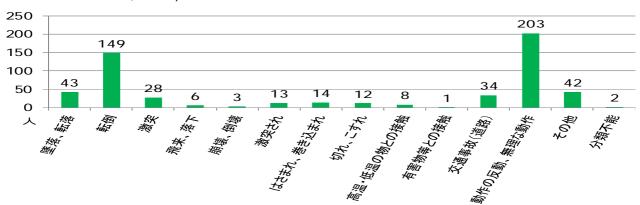
ア 小売業(図 4-6)



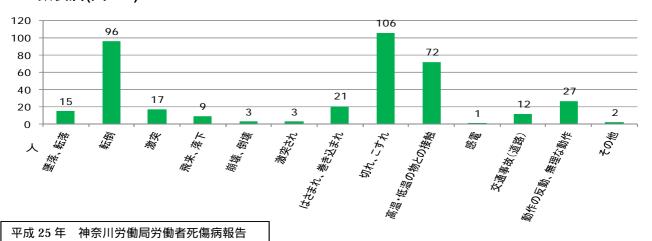
イ 通信業(図 4-7)



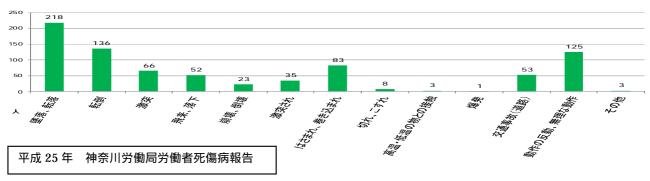
ウ 社会福祉施設(図 4-8)



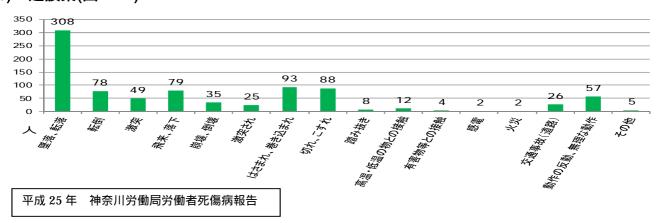
I 飲食店(図 4-9)



(5) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-10)

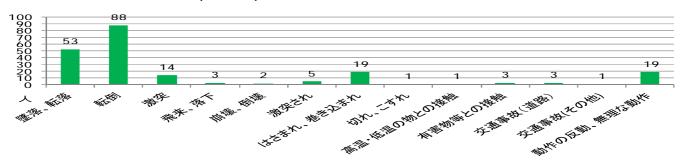


(6) 建設業(図 4-11)

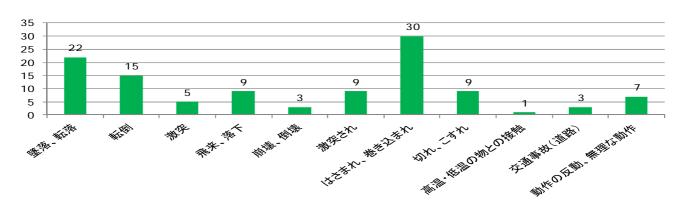


(7) 平成 25 年災害増加業種

ァ ビルメンテナンス業(図 4-12)

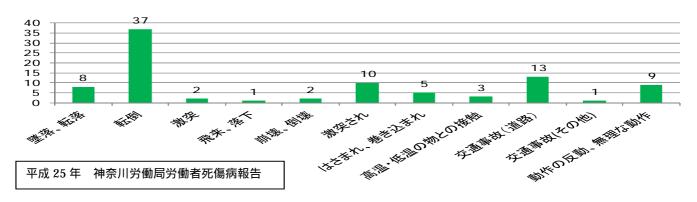


イ 産業廃棄物処理業(図 4-13)



平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

ウ 警備業(図 4-14)



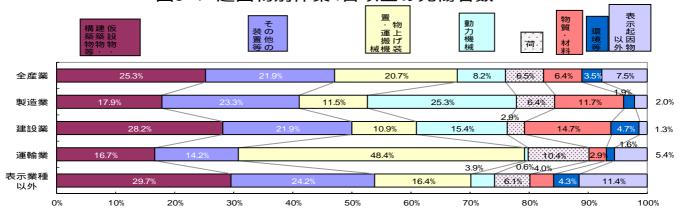
5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(25.3%) その他の装置等(21.9%)、物上げ装置・運搬機械(20.7%)の順であり(図5-1)、死亡災害は、 物上げ装置・運搬機械(29.5%)、環境等(22.7%)、仮設物・建築物・構築物等(18.2%)、の順に なっています。(図5-2)

製造業の災害を全産業と比較すると、動力機械に起因する災害の割合が高く、建設業の場合は、 仮設物・建築物・構築物等に起因する災害の割合が高くなっています。また、運輸業の場合は、 物上げ装置・運搬機械に起因する災害の割合が高くなっています。

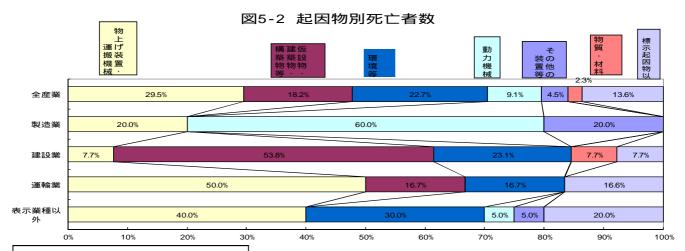


図5-1 起因物別休業4日以上の死傷者数



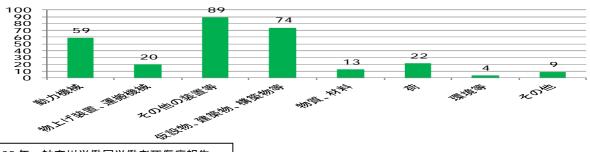
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上



平成 25 年 神奈川労働局死亡災害報告

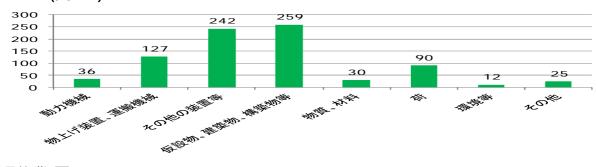
(2) 食料品製造業死傷災害(図 5-3)



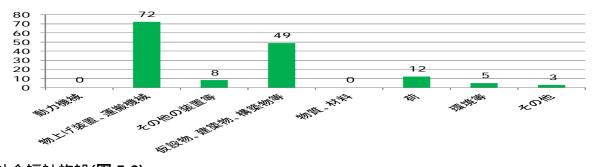
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

(3) 第三次産業死傷災害

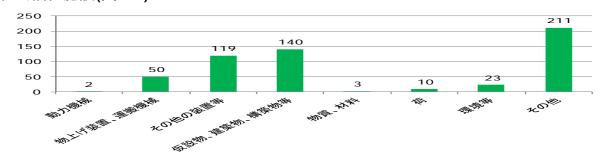
ァ 小売業**(図 5-4)**



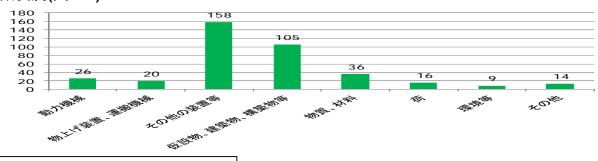
イ 通信業(図 5-5)



ウ 社会福祉施設(図 5-6)

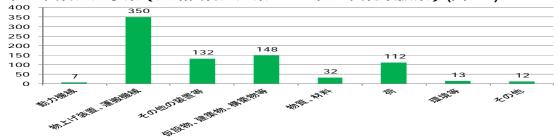


I 飲食店(図 5-7)



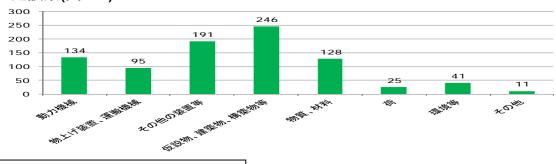
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 5-8)



平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

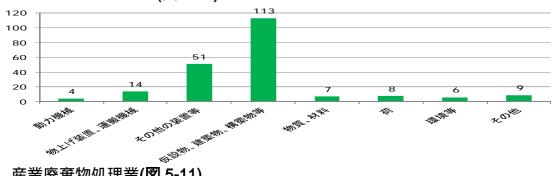
建設業(図 5-9) (5)



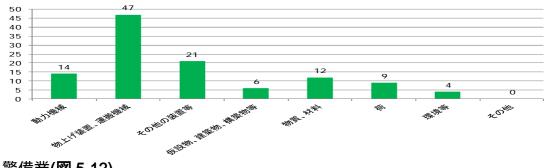
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

(6) 平成 25 年災害増加業種

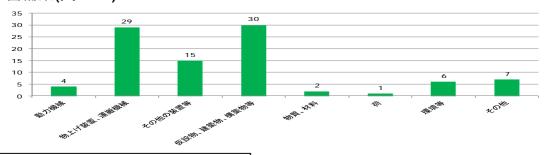
ビルメンテナンス業(図 5-10)



産業廃棄物処理業(図 5-11)



警備業(図 5-12)



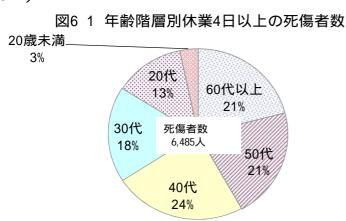
平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

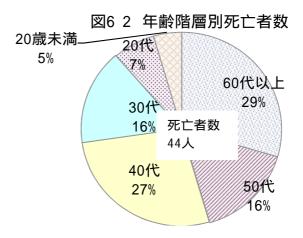
12P 年齡階層別災害発生状況

6 年齢階層別災害発生状況

平成 25 年の休業 4 日以上の死傷者数を年齢階層別に見ると、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の 42%を占めています。(図 6-1)

死亡者数の場合は、50歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の約45%を占めています。(図6-2)

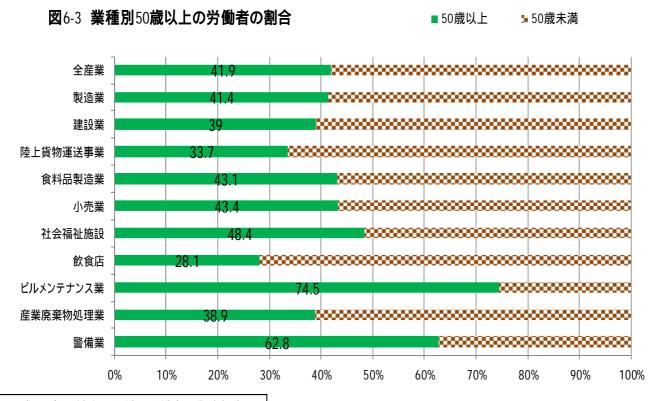




平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

平成 25 年 神奈川労働局死亡災害報告

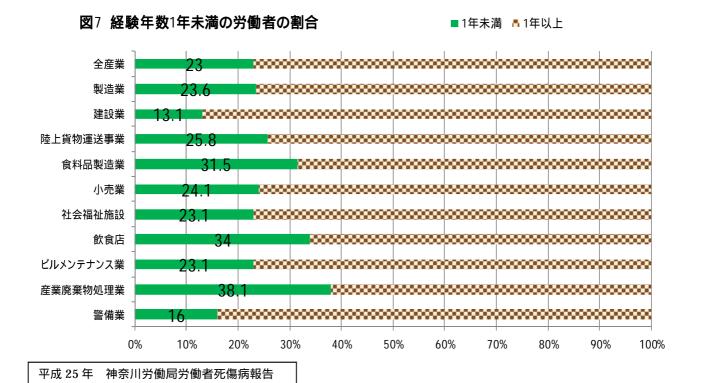
50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第12次労働災害防止推進計画の重点業種や平成25年の増加業種)で見ると、図6-3のとおりビルメンテナンス業・警備業・社会福祉施設において高くなっています。



平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

7 経験年数別災害発生状況

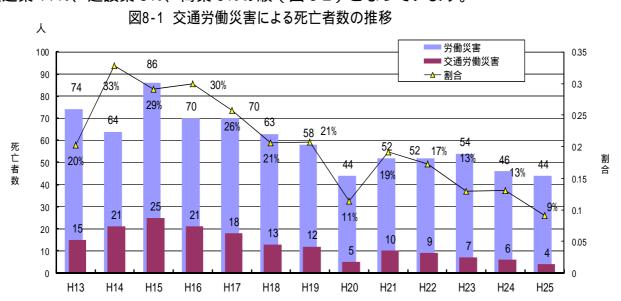
被災者の経験年数が1年未満の全被災者に占める割合を見ると、図7のとおり産業廃棄物処理業、飲食店、食糧品製造業が特に高くなっています。



8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移は、図 8-1 のとおりであり、全労働災害による死亡者数に 占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成 16 年以降減少傾向にありましたが、平成 21 年 には再び増加しました。その後は、減少傾向を示しています。

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が33%で最も多く、次に 製造業11%、建設業8%、商業6%の順(図8-2)となっています。



神奈川労働局死亡災害報告

運輸業 その他 12人 15人 (33%)(42%)平成21年~25年 36人 建設業 3人 商業 製造業 (8%) 2人 4人 (6%)11%)

図8-2 業種別死亡者数(過去5年間)

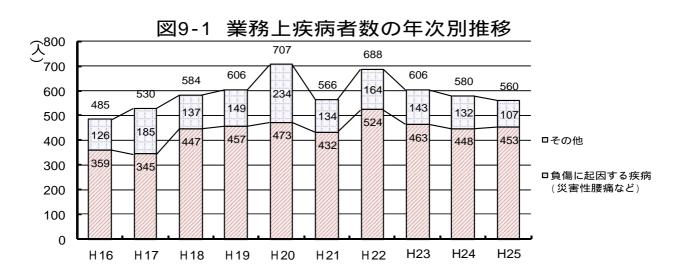
神奈川労働局死亡災害報告

*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

9 業務上疾病発生状況

休業 4 日以上の業務上疾病による件数は、平成 25 年は 560 件となって平成 23 年以降減少傾向を示しています。また、業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が 453 件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛 (392 件) が占めています。(図 9-1、9-2)

業務上疾病による死亡者数は6人で、内訳は脳・心臓疾患3人、熱中症3人でした。平成21~25年までの5年間でみると、業務上疾病による死亡者数は33人であり、内訳は、脳・心臓疾患が21人で最も多く、次に熱中症8人、化学物質との接触と精神障害が各2人になっています。(図9-3)



神奈川労働局労働者死傷病報告

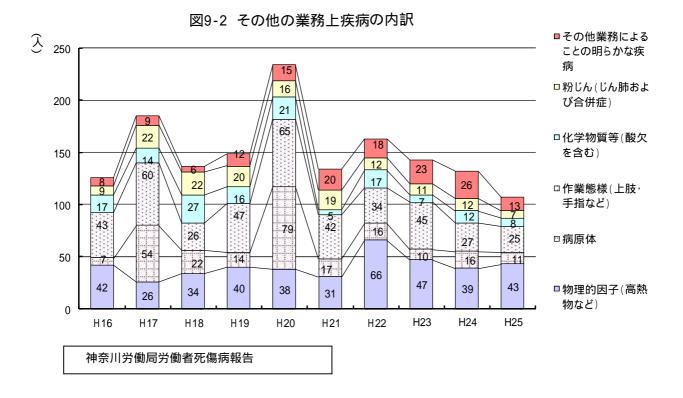


図 9-3 業務上疾病による死亡災害(平成 21~25年)

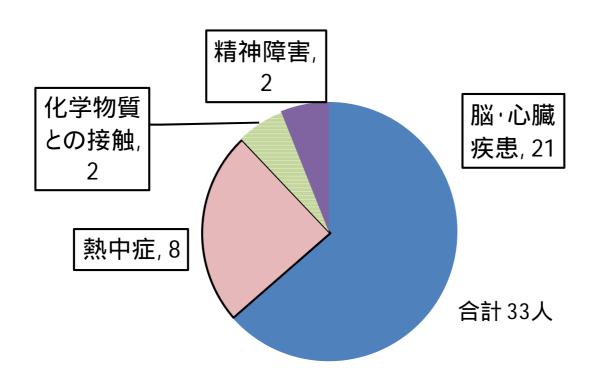
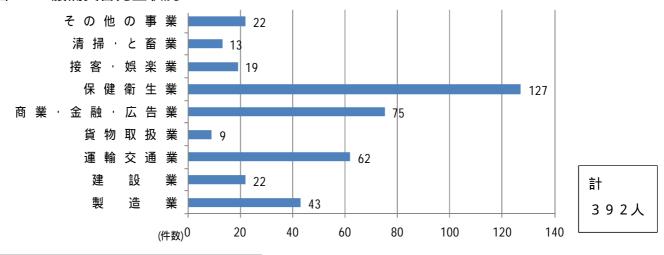


図 9-4 腰痛災害発生状況



平成 25 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害)

平成 24 年度の労災保険給付における脳心臓疾患の請求件数は 58 件で、その前年度より 13 件減少しました。(図 10-1)また、精神障害等における請求件数は 91 件で、その前年度より 15 件減少し、増加傾向を示していたものが減少に転じました。(図 10-2)

図 10-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

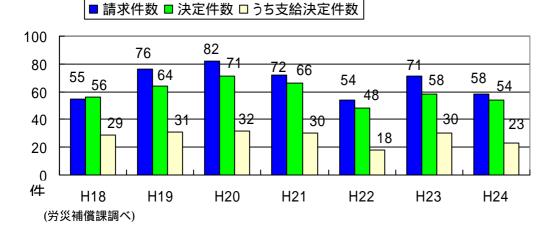
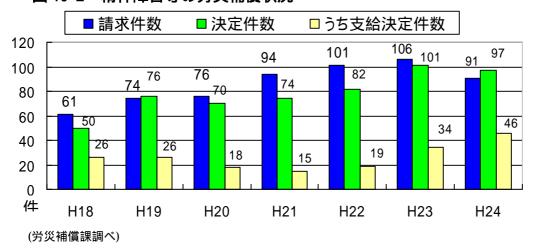


図 10-2 精神障害等の労災補償状況



11 健康診断結果

平成 25 年の健康診断の結果で、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は 53.2%であり、 平成 24 年より 0.5%減少しました。しかし、神奈川県は全国の有所見率より依然として 0.2%高 くなっています。(図 11-1)

有機溶剤、電離放射線、特定化学物質、鉛業務の有所見率は、電離放射線が上昇しましたが、 あとは横ばいでした。(図 11 2)

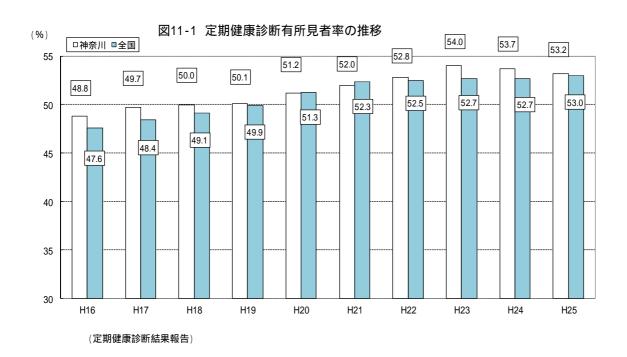


図11-2 特殊健康診断有所見者率の推移 (%) 9 8.4 7.9 7.7 8 7 662 5.9 6 5 5.3 5.1 電離放射線 4 有機溶剤 3 特定化学物質 1.1 2 1.2 1.1 0.9 0.6 1 0.7 0.9 0.6 0.6 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25

(特殊健康診断結果報告)

『第 12 次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川労働局(平成26年5月版)

計画期間

・平成 25 年度~29 年度(5 か年計画)

計画の全体目標

- ・平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を 15%以上減少(平成 24 年比)
- ・平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を 15%以上減少(同上)

【平成29年最終目標:死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

(第11次防期間中の災害発生状況をもとに重点業種・重点対策を決定) 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

・関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働

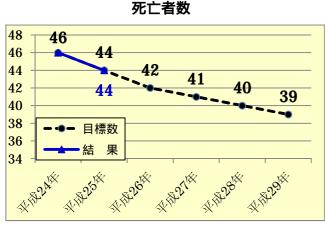
社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- ・不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
- ・地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

・建設工事発注者に対する要請、・荷主による取組の促進、・機械設備の本質安全化の促進

1年目(平成25年)の目標達成状況



死傷者数



- ・死亡者数については、全業種・建設業・製造業とも、目標達成。但し、「その他の業種」(警備業、産業廃棄物処理業、 パス業、陸上貨物運送事業等)において増加。
- ・死傷者数については、社会福祉施設・飲食店において目標未達成。特に、社会福祉施設は大幅増加。

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 (具体的対策)

1 重点業種対策

(1)第三次産業対策

小売業

- ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組(経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確 化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的実施、バックヤードを中心とした作業場の安 全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等)
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導(説明会、研修会の機会の充実)
- ・小零細事業場に対する集団(商店街、組合等)をとらえた啓発・指導

社会福祉施設

- ・対象事業場に対する指導・啓発(経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的実施、労働者の意識改革、高年齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等)
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・地方公共団体との連携(説明会、研修会の機会の充実)
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導(説明会、研修会の機会の充実)
- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知

飲食店

- ・多店舗展開企業を重点とした取組(経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的実施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等)
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導(説明会、研修会の機会の充実)
- ・小零細事業場に対する集団をとらえた(商店街、組合等)啓発・指導

(2)陸上貨物運送事業対策

- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及
- ・墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導
- ・経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備
- ・関係災防団体等との連携による啓発・指導・・荷主による取組の促進

(3)食料品製造業対策

- ・経営トップに対する働きかけ
- ・安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導
- ・食品加工用機械の災害防止対策の推進・安全衛生教育の継続的実施
- ・労働者の意識改善・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4)建設業対策

・墜落・転落災害防止対策の徹底(リスクアセスメントの実施促進、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に、「より安全な措置」の普及・指導の強化、ハーネス型安全帯の普及促進等)

- ・「重機災害」、「崩壊・倒壊災害」防止対策の徹底 ・解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化
 - ・自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 ・雇入時教育、新規入場時教育等の徹底
 - ・建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5)製造業対策

- ・リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進
- ・「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底
- ・労働者の意識改善
- ・中災防、関係災防団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1)メンタルヘルス対策

- ・中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進 ・職場のストレス要因の把握及び職場の改善

- ・職場復帰支援の取組の推進
- ・事業場外資源の活用
- ・関係団体等との連携

(2)過重労働による健康障害防止対策

- ・労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
- ・衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3)化学物質対策

- ・危険有害性の表示、安全データシート(SDS)の交付制度の普及促進
- ・危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進 ・作業環境管理の徹底及び改善

(4)腰痛予防対策

- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底(社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点)
- ・作業方法の改善・腰痛予防教育の徹底等

(5)熱中症対策

- ・早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
- ・WBGT値(暑さ指数)の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
- ・健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6)粉じん障害防止対策

・「第8次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7)受動喫煙防止対策

・受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

3 業種横断的取組

(1)リスクアセスメントの普及促進

・中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入促進

(2)高年齡労働者対策

・身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 ・高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3)非正規雇用労働者対策

・パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的実施・・労働者の意識改革

重点対策の目標設定

平成 25 年の上段は目標値、下段は確定数(確定数の青字は目標達成を示す)

	業 種	種別	平成 24 年	平成 29 年 最終目標	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年			
	全業種	死亡	46	15%減少	44	42	41	40	39			
		701	70	1070	44	72	71	40	5 5			
		 休業	6,689	15%減少	6,450	6,200	6,000	5,800	5,600			
		11.014			6,485	3,233		-,				
	小 売 業	休業	875	20%減少	840	800	760	730	700			
					821							
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470 558	460	450	440	430			
災					370							
-	飲食店	休業	389	20%減少	384	350	330	320	310			
害	陸上貨物運送事業	休業	925	10%減少	810	790	770	750	740			
2 = #:	隆工員初建 还争果	孙耒	825	1090/1942	806	790	770	750				
減	食料品製造業	 休業	332	15%減少	320	310	300	290	280			
//s	及竹川衣足未	小来	332	10 70 1146 2	290	300	290					
少	建設業	死亡	16	20%減少	15	14	13	12	12			
					13							
		休業	907	15%減少 —	880	850	820	790	760			
					871							
		死亡	12	10%減少	11	10	10	10	10			
	製 造 業	休業		·····	5 4 000							
			1,126	15%減少	1,090 1,035	1,050	1,010	980	950			
健	メンタルヘルス対策		平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする (平成 24 年度末の状況 : 1,308 事業場)									
康 確 保	過重労働による健康障害 防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する										
職業	化学物質対策			らいて危険有害 <mark>事業場数の割合</mark>								
性疾病対	腰痛予防対策			て平成 29 年の ・年度末の状況		業4日以上	の業務上疾	病者数を10)%以上減			
策	熱中症対策			24 年までの 5 : よる休業 4 日以								
<u> </u>		1										

注 1)「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上の災害」の略である。

詳しい内容(推進計画本文)については神奈川労働局ホームページ(*kanagawa-roudoukyoku.jsite.m* hlw.go.jp/) のトップページ下段の satemon (セーフワークマーク)をクリックしてください。



注 2) 「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「 %減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して平成 29 年までに、 %以上減少させる」 の略である。

13 労働災害と事業者責任

(1)安全配慮義務

- ・安全配慮義務は判例上認められたものです。(昭和50.2.25 最高裁第三小法 廷判決・自衛隊八戸駐とん隊車両工場事件「安全配慮義務は、ある法律関係 に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関 係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う 義務として一般的に認められるべきもの」)
- ・事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法 第 415 条)が問われる
- ・労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、 身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするも のとする。」と規定しています

(2)事業者等の災害防止責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法等の労働法令違反の罪
- ・業務上過失致死傷罪(刑法第211条)

民事上の責任

- ・安全配慮義務(債務不履行責任、民法第415条)
- ・不法行為責任(民法第709条)

14 平成25年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 14時 頃	農業 1~9名	立木等	民家の立木を切り詰める作業において、チェーンソーでほぼ切断した幹(直径約0.4m、長さ約3m)を、作業者6名でロープで引き倒しつつ吊り下ろそうとしていたところ、予想以上の重量であったため逆に引き寄せられて、落下した幹の下敷きとなり死亡した。他に2名が負傷。
2	1月	道路貨物 運送業 10~ 29名	トラック 交通事故(道 路)	運送業務のため首都高速を走行中、出口と本線の間に衝突して車外に放り出されたもの。
3	1月	その他の 事業 300名 ~	起因物なし 分類不能	海外出張中に事件に巻き込まれて死亡したもの。 番号3,4,5は同一事案
4	1月	その他の 事業 300名 ~	起因物なし 分類不能	海外出張中に事件に巻き込まれて死亡したもの。 番号3,4,5は同一事案
5	1月	その他の 事業 300名 ~	起因物なし 分類不能	海外出張中に事件に巻き込まれて死亡したもの。 番号3,4,5は同一事案
6	3月 12時 頃	清掃・と畜 業 50~ 99名	人力クレー ン等 はさまれ、巻 き込まれ	ジャッキで持ち上げたパッカー車の下にもぐってグリースを充てんする作業中に、ジャッキが外れてパッカー車の下敷きとなった。
7	3月 13時 頃	その他の 事業 300名 ~	トラック 交通事故(道 路)	乗用車で片側2車線の道路の交差点で右折待ち停車中、キャリアカーが左後部に追突したため対向車線に押し出されたところ、対向車線を走行してきたトラックに左側面から衝突された。 他に同乗者1名も重態。

		ı	
3月9時頃	金属製品製造業 10~	その他の金 属加工用機 械 はさまれ、巻	横中ぐり盤を使用しての加工作業中、加工寸 法の採寸をしていたところ、衣類が当該機械の バイトに巻き込まれたもの。
	2 9 1	き込まれ	
1月	建築工事 業 100~	その他の仮設物、建築物、構築物等	本社建物の8階非常用バルコニーから墜落。
	299台	坚洛、	
3月	建築工事業	建築物、構築物	ビル解体作業中、被災者が4階床のスラブ上にて鉄骨の溶断作業の下準備を行っていたところ、解体用重機で5m程離れた4階屋根スラブを支える鉄骨を切断した際に、その拍子で被災
8 時頃	10~ 29名	飛来、落下	者の直上の4階屋根スラブも崩落して落下して きたコンクリートが被災者にぶつかったもの。
3月	その他の 事業	トラック	構内の別の場所に行くために公道の横断歩道
2 1時 頃	100~ 299名	交通事故(道路)	を青信号で通行中に右折してきたトラックには ねられたもの。
1月	その他の 建設業	地山、岩石	深さ1.5m、幅1mの掘削した溝の内部で作業中に側面が崩壊して生き埋めになったも
-	1~0夕	崩壊、倒壊	の。意識不明で療養中であったが約2カ月後に 死亡。
3月	土木工事業	建築物、構築物	パロ
頃		崩壊、倒壊	V 1成成の圧和師と日季 0 に 0 の。
4月	その他の 製造業	その他の装 置、設備	加圧浮上槽(高さ2.4m、直径1.7m) 内の汚泥を排土溝に流し込むために槽の上部で
1 0 時 頃	10~ 29名	はさまれ、巻 き込まれ	水平回転している掻き寄せ棒と槽上に設置して ある作業床との間に挟まれたもの。
4月	その他の 建設業	地山、岩石	建物1階の床下部分に水がたまり、漏れ出ている箇所を確認するために堆積していた土砂を
1 1 時 頃	10~ 29名	崩壊、倒壊	電動ピックではつりながら掘り進めていたところ、土砂が崩落して下敷きとなったもの。
5月	教育研究 業	水	プールの営業終了後、同僚とプール水面上に シート掛けを行った。終礼を行うために集合し たところ被災者がいないことに同僚が気付き、
2 1時 頃	50~ 99名	おぼれ	探したところ被災者がいないことに同僚が気付き、 探したところ被災者がプールの中に水没しているのが発見された。
	9	3月 9時 1月 1月 1日	3月製造業 29日100 2999100 2999100 2999100 2999100 2999100 2990100 2990100 2990100 290290 290100 290290 290100 290290 290100 290290 290100 290290 290100 290290

	5月	建築工事 業	トラック	建築現場内で掘削土砂を現場から排出するト ラックを誘導していた被災者が、後退してきた
17	12時頃	300名 ~	激突され	トラックに轢かれたもの。
10	6月	土木工事 業	地山、岩石	地下排水溝内で作業中に、近接する切土法面が開発されてよいに考え、また。までに数単され
18	10時 頃	10~ 29名	崩壊、倒壊	が崩落して土砂に巻き込まれ、直ぐに救出され たが搬送先の病院で死亡した。
20	6月	その他の 事業	トラック	誘導業務をしていた被災者が、トラックに轢かれたもの。トラックの運転手が仮眠から覚めてすぐにトラックを動かしたところ、運転手を
20	8 時頃	30~ 49名	激突され	とすくにトラックを動かしたところ、運転子を 起こそうとトラックに近づいていた被災者に気 づかず轢いたものである。
0.1	6月	漁業	その他の動 カクレーン 等	車両系建設機械を改造した地引網用のロープ
21	8 時頃	1~9名	はさまれ、巻 き込まれ	を巻き上げる機械の回転ドラムに頭部を巻き込まれたもの。
22	7月	道路旅客 運送業	乗用車、バ ス、バイク	高速道路走行中にキャリアカーに追突したも
22	1時頃	10~ 29名	交通事故(道路)	の。
23	7月 20時	鉄鋼業 50~	整地・運搬・ 積込用機械	スラグを積んで走っていたホイールローダーの 左前輪に右下半身を轢かれたもの。
	頃	99名	激突され	工品報に日下十分を採がすがこのの。
24	7月	卸売業	フォークリ フト	傾斜部を走行中のフォークリフトが転倒し、運 転手が投げ出されてヘッドガード部に胸部を挟
	2 0 時 頃	1~9名	 転倒	まれた。
20	7月	建築工事業	引火性の物	倉庫に隣接する社員寮で火災があり、居住する
26	2 0 時 頃	50~ 99名	火災	労働者が死亡したもの。出火原因は調査中。
27	7月	清掃・と畜業	高温·低温 環境	業務で車両を運転中に具合が悪くなったのに 助手席の同僚が気づき、病院に搬送したが約3
21	15時 頃	30~ 49名	高温・低温の 物との接触	週間後に療養先の病院で死亡した。
28	8月	その他の 事業	締固め用機 械	道路舗装工事現場において交通整理をしていた被災者が隣接する店舗の駐車場から出てきたの般車両をよけるためタイヤローラーの後方に
20	15時 頃	100~ 299名	はさまれ、巻 き込まれ	入り、何らかの原因で転倒した際、後進してき たタイヤローラーに轢かれたもの。

	1			
	8月	その他の 事業	高温•低温環 境	集合住宅新築工事現場において交通誘導業務 をしていた被災者が、現場を離れて行方不明と
29	2 1 時 頃	1~9名	高温・低温の 物との接触	なり、数日後付近のマンション敷地内で遺体で 発見された。熱中症と判断される。
30	9月 13時	建築工事 業	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	屋根の塗装工事において、2階屋根を移動中 に約6mの高さから墜落したもの。
	頃	1~9名	墜落、転落	
	7月	小売業	高温·低温環 境	配達業務中に荷下ろしのためトラック内で準備をしていたところ気分が悪くなり、トラック
31	1 7 時 頃	10~ 29名	高温・低温の 物との接触	の外で休んでいた際に道路に倒れこんだもの。 搬送先の病院で約50日後に死亡。熱中症と判 断される。
00	9月	その他の 事業	トラック	店舗から撤去した機械を、パワーゲートに乗 せてトラック荷台へ積み込む際に、重量超過の
32	2 2 時 頃	10~ 29名	はさまれ、巻 き込まれ	ためパワーゲートが傾いて機械と共に落下し下 敷きとなった。
	9月	化学工業	コンベア	コンベアの端部で回転ブラシの清掃作業中に
33	6 時頃	100~ 299名	はさまれ、巻 き込まれ	右腕及び胸部を巻き込まれたもの。療養先の病院で死亡。
24	9月	その他の 事業	クレーン	スタッカークレーンの点検中に、昇降台が下降して見降台のストールと序画にはさまれたま
34	10時 頃	10~ 29名	飛来、落下	降して昇降台のフレームと床面にはさまれたも の。
	9月	清掃・と畜 業	コンベア	リサイクル燃料の製造ラインの異常を知らせるアラームが鳴りやまないため、同機械を確認
35	2 時頃	30~ 49名	はさまれ、巻 き込まれ	したところ、コンベア部の側面ハッチが解放されており、コンベア内部に身体全体が巻き込まれた状態の被災者が発見された。
00	10月	道路貨物 運送業	その他の環	トラック荷室の後方の扉を開け、荷物を運ぶ ための台車を取ろうとした際に、開けた扉が強
36	1 4 時 頃	3 0 ~ 4 9名	境等 激突され	風にあおられ、被災者の頭部に激突した。事故 の約1週間後、搬送先の病院にて死亡。
37	10月	その他の 事業	その他の環 境等	登山道の安全状況を確認するため入山し、調
	0 時頃	1~9名	墜落、転落	査中に墜落したもの。
20	11月	機械器具 製造業	プレス機械	フリクションスクリュープレス(6300t) の始業開始前点検の際、当該プレスのフライホ
38	8 時頃	10~ 49名	はさまれ、巻 き込まれ	イールとスクリュー部分の動力伝達機構にはさ まれ死亡。

	<u> </u>	7 - 11 -		
39	1月	その他の 保健衛生 業 50~ 99名	起因物なしその他	勤務時間になっても出社しない被災者を確認するため、会社の者が自宅に行ったところ倒れている状態の被災者を発見したもの。過重労働として労災認定された。
40	1 1月 1 4時 頃	建築工事 業 1~9名	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	4階建てアパートの防水工事中に屋上のパラペットを越え、約12m墜落し、9日後に死亡したもの。屋上には高さ32cmのパラペットがあるのみで、足場、手すり、親綱等は無かった。被災者は工具を入れるため安全帯を着用していたが、保護帽は被っていなかった。
41	11月 13時 頃	陸上貨物 取扱業 10~ 29名	建築物、構築物 物 爆発	大豆貯蔵用サイロが突然爆発し、約20m離れた場所にいた被災者の頭部に崩壊したサイロのコンクリート片が当たり、搬送先の病院で死亡した。
42	1月7時頃	鉄道・軌 道・水運・ 航空業 1~9名	起因物なしその他	事務室の机で伏せて寝ていた被災者が突然床に崩れ落ち、同僚が声をかけたが返答がなく、いびきをかいていた。病院に搬送したが意識不明の状態が続き、2日後に死亡したもの。過重労働として労災認定された。
43	12月 12時 頃	道路貨物 運送業 30~ 49名	フォークリ フト 崩壊、倒壊	2 枚ずつ結束された住宅外壁材 6 3 束を 2 列 に積み上げた木製パレットフォークリフトによ リトラック荷台に積み込む作業中に、いったん 荷台に乗せたパレットにフォークを浅く差し直 して奥へと移動させようとした際、外壁材が崩れて、積載位置の誘導を行っていた被災者が下 敷きになったもの。
44	12月 17時 頃	その他の 建設業 1~9名	建築物、構築物	道路脇の電柱に設置された街灯(高さ約5m)の蛍光灯を交換する作業中に墜落したもの。
45	12月9時頃	建築工事 業 1~9名	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	木造 2 階建て建築現場で大梁と大梁の繋ぎ材の取付け作業中に約3.2 m墜落したもの。
46	8月7時頃	建築工事 業 1~9名	起因物なしその他	朝出勤してきた同僚が、事務所内で仮眠を取っていたと思われる被災者を発見し、起こそうとしたが反応がないため救急車にて病院に搬送したが、死亡が確認された。平成26年3月に労災認定されたもの。

^{19、25} は欠番になっております。

15 平成25年に発生した重大災害の概要(安全関係)

番号	発生年月 日 発生時 刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	発 生 概 要
1	1月 14時 頃	農業 3名 (うち死亡1 名)	立木 飛来、落下	民家の立木を切り詰める作業において、チェーンソーでほぼ切断した幹(直径約0.4m、長さ約3m)を、作業者6名でロープで引き倒しつつ吊り下ろそうとしていたところ、予想以上の重量であったため逆に引き寄せられて、落下した幹の下敷きとなり1名死亡、2名負傷。
2	1月6時頃	その他の建設 業 6名 (うち休業1 名、他は不休)	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道 路)	社員7名を乗せた車で現場に向かう途中、交差点を直進しようとしたところ右側から来た車に激突され、車が横転した。
3	1月	その他の事業 17名 (うち死亡1 0名)	起因物なし 分類不能	海外において事件に巻き込まれたも の。
4	5月8時頃	その他の事業 3名 (うち死亡0 名)	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道 路)	交差点で赤信号により停止していたと ころ、追突されたもの。
5	5月 11時 頃	その他の事業 4名 (全員不休)	その他の装 置・設備 破裂	金属の分析作業を行う際、原子吸光光度計を稼働させたところ、数十秒後に原子吸光光度計の廃液を溜めるポリタンクが突然破裂したもの。
6	7月7時頃	陸上貨物取扱 業 4名 (うち死亡0 名)	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道 路)	事業場の車に乗り4人で顧客先へ向か う途中、信号機の無い交差点で左側から 来た車両と衝突したもの。

7	9月 6時頃	建築工事業 3名 (うち死亡1 名)	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道 路)	事業場の社有車に3名乗車して建築工事現場に向かう途中、カーブで後輪が滑りガードレールに衝突したもの。死亡1名、休業2名。
8	8月 11時 頃	医療保健業・そ の他の事業 4名 (うち死亡0 名)	起因物なし その他	神経精神科受診の患者が会計窓口で卑 猥な言動を発したため注意したところ暴 れだし、制止しようとした際に打撲傷等 の受傷をしたもの。
9	12月6時頃	運輸業他 13名 (うち死亡0 名)	トラック 交通事故(道 路)	高速道路料金所手前の渋滞中の車列に 10tトラックが追突し、9台の車の1 3名が被災したもの。
10	10月8時頃	医療保健業 3名 (うち死亡0 名)	乗り物 交通事故 (そ の他)	事業場の駐車場で出張のため7名が乗車して出発しようとして方向転換のため後進したところ車止めに激突して、3名が首を負傷したもの。

16 平成25年に発生した重大災害の概要(労働衛生関係)

番号	発生 月	業種 事業場規模	事故の型 起因物	疾病名	発生概要
1	3月	医療保健業 100~299 人	その他 その他の 起因物	食中毒	病院の給食施設で調理した食事を食べた病院職員60名が下痢や腹痛などの症状を訴えたもの。職員の便からウエルシュ菌が検出された。
2	3月	社会福祉施設 30~49 人	その他 その他の 起因物	疥癬	社会福祉施設において介護者が疥癬患者に接触したため、介護者3名に感染し発生したもの。
3	4月	社会福祉施設 30~49 人	その他 その他の 起因物	結核	入院患者から労働者に結核が感染した 疑いがあり、接触者を調査したところ 4 名 が陽性反応を示したもの。
4	6月	医療保健業 10~49 人	有害物等 との接触 有害物	塩素ガス 中毒	事業場内で使用する、治療器具の殺菌や治療時の口内うがい用の殺菌水(次亜塩素酸水)を取り扱っていたところ、4名が発生した塩素ガスを吸引し、目・鼻・喉の痛み、吐き気などを訴えたもの。
5	7月	社会福祉施設 1~9 人	有害物等 との接触 有害物	一酸化炭素中毒	パンを焼くため、業務用オーブンに火をつけ、職員4名でパン生地の成形作業を開始し、約30分後に作業を行っていた職員全員が頭痛やめまいを訴え、救急車で搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。換気扇の目詰まりが原因と推定される。
6	9月	医療保健業 100~299 人	その他 その他の 起因物	疥癬	看護師ら21名が、病院内において看護 及び介護業務を行っていたところ、発疹 のある患者の身体に触れた際、疥癬を発 症したもの。
7	11 月	医療保健業 10~49 人	その他 その他の 起因物	食中毒	発熱・下痢を発症する園児が毎日数人ずつ発生し、保育士ら9名が発熱・下痢を訴え休業したもの。検査を行った結果、ノロウィルスによる症状であることが確認され、調査の結果、給食からの感染がないと確認されたため、園児のおむつ交換の作業等から感染が広がったものと推定される。
8	12月	医療保険業 300 人以上	その他 その他の 起因物	疥癬	「角化型疥癬」の診断がされた入院患者に関わった医師1名及び看護師9名が感染したもの。

神奈川労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045(211)7351 FAX 045(211)7360

安全課 045(211)7352 FAX 045(211)0048

健康課 045(211)7353 FAX 045(211)0048

賃金課 045(211)7354 FAX 045(211)7360

労災補償課 045(211)7355 FAX 045(211)7370

労働基準監督署一覧

	<u>71 120</u>		1 70	エ ゼ ボ ロ
	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区、南 区、磯子区、港南 区、金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 9 階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区) 扇島の「川崎南 管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
 川崎南労働基準監督署 	川崎市(川崎区, 幸区),横浜市鶴見 区扇島	210-0012	 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区, 宮前区,高津区,多 摩区,麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	横須賀市,三浦市, 逗子市,三浦郡葉 山町	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀 地方合同庁舎 5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区,神奈川区,港北区,緑区,青葉区,都筑区)	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市,伊勢原市, 秦野市,大磯町,二 宮町	254-0047	平塚市追分 1-1	0463-32-4600
│ │藤沢労働基準監督署 │	藤沢市,茅ヶ崎市, 鎌倉市,寒川町	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市,南足柄 市,足柄上郡,足柄 下郡	250-0004	小田原市浜町 1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市,海老名市, 大和市,座間市,綾 瀬市,愛甲郡	243-0014	厚木市旭町 2-2-1	046-228-1331
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区, 栄区,泉区,旭区, 瀬谷区,保土ヶ谷 区)	240 8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311